

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月5日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第26号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料表等)	(給料表等)
第2条 略	第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、職員に適用する。
2 略	2 略
(期末手当)	(期末手当)
第20条 略	第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日（次条から第23条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第23条 略

2 略

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 略

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 紙	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900	円 525,300
	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600	円 477,200	円 532,000
	3	円 198,100	円 244,700	円 278,300	円 312,700	円 336,200	円 370,100	円 424,500	円 482,100	円 537,100
	4	円 199,200	円 246,100	円 279,300	円 314,100	円 337,900	円 371,700	円 426,300	円 486,700	円 541,300

5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100	490, 700	544, 700
6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900	494, 100	547, 900
7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000	550, 800
8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500	553, 300
9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500	555, 300
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	502, 900	
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	503, 800	
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	504, 300	
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100		
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400		
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700		
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900		
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100		
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		

29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600			
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400			
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800			
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500			
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000			
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400			
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800			
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200			
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600			
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900			
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200			
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500			
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800			
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100			
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400			
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700			
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000			
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	463, 300			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	463, 600			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	463, 900			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	464, 200			
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	464, 500			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	464, 800			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	465, 100			

53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	465, 400				
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	465, 700				
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	466, 000				
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	466, 300				
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	466, 600				
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	466, 900				
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	467, 200				
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	467, 500				
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	467, 800				
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	468, 100				
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	468, 400				
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	468, 700				
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	469, 000				
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	469, 300				
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	469, 600				
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	469, 900				
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	470, 200				
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	470, 500				
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	470, 800				
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	471, 100				
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	471, 400				
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300	471, 700				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600	472, 000				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800	472, 300				

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000	472, 600			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300	472, 900			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600	473, 200			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800	473, 500			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000	473, 800			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	429, 300	474, 100			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	429, 600	474, 400			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	429, 800	474, 700			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	430, 000	475, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300	430, 300	475, 300			
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600	430, 600	475, 600			
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800	430, 800	475, 900			
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000	431, 000	476, 200			
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300	431, 300				
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600	431, 600				
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800	431, 800				
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	432, 000				
94	268, 600	308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	432, 300				
95	268, 900	308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	432, 600				
96	269, 200	308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	432, 800				
97	269, 500	308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	433, 000				
98	269, 800	309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	433, 300				
99	270, 100	309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	433, 600				
100	270, 400	309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	433, 800				

101	270,700	310,100	361,100	402,900	413,000	434,000					
102	271,000	310,400	361,500	403,400	413,300						
103	271,300	310,700	361,900	403,800	413,600						
104	271,600	311,000	362,300	404,200	413,800						
105		311,200	362,800	404,500	414,000						
106		311,500	363,200	405,000	414,300						
107		311,800	363,500	405,400	414,600						
108		312,100	363,800	405,800	414,800						
109		312,300	364,200	406,100	415,000						
110		312,600		406,600	415,300						
111		313,000		407,000	415,600						
112		313,300		407,400	415,800						
113		313,500		407,700	416,000						
114		313,700		408,200							
115		314,000		408,600							
116		314,400		409,000							
117		314,600		409,300							
118		314,800		409,800							
119		315,100		410,200							
120		315,400		410,600							
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									

	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額								
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第20条 略	第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> （企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の106.25</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第23条 略	第23条 略
2 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 略

当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与規程第20条第2項、第3項及び第23条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(会計年度任用職員に対する令和7年度の給与に関する経過措置)
4 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、任期が3月以下の者又は1週間当たりの勤務時間（勤務時間が1週間単位で定められている場合にあっては当該勤務時間をいい、その他の場合にあっては1週間当たりの勤務時間の平均をいう。）が15時間30分未満の者に対する令和7年4月1日からこの規程の施行の日の属する月の末日までの間の給与を支給する場合であって、給料月額を決定し、及び手当を算出するときにおける香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。